

監査結果の通知に係る事項について

地方自治法第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、別府市選挙管理委員会委員長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたので、当該通知に係る事項を同条第12項の規定に基づき公表します。

令和2年3月5日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 加 藤 信 康

同 中 尾 薫

1 選挙管理委員会事務局

監査実施期間 令和元年8月20日から令和元年11月7日まで

(1) 物品管理事務（備品）について

選挙管理委員会事務局所管の備品について、備品シールが貼付されているが、備品一覧に登録が無い物品が見受けられた。別府市物品取扱規則に基づき、備品管理の取扱いを適正に行われたい。

（措置結果）

備品シールが貼付されており、備品一覧に登録の無い物品については、修復不可能な物品で登録上は廃棄されているものであるため、全て処分を行った。

今後は、定期的に、備品のチェックを行い、適正な管理に努める。

(2) 投票用紙交付ミスの防止について

令和元年7月21日投開票の第25回参議院議員通常選挙の期日前投票において、投票用紙の誤交付という重大なミスが発生した。このような重大なミスの発生を防止するためのマニュアルを早急に作成し、再発防止に努められたい。

（措置結果）

選挙事務に携わる全ての職員が、正しく適正な選挙事務を理解し、ミスの予防マニュアルとなる「選挙事務におけるミス発生事例集」を作成した。

今後、内容についても適宜充実させ、次回以降の選挙での再発防止に努める。

(3) 郵便切手等の管理について

別府市文書管理規程第33条第2項に規定する「郵便切手・はがき受払簿」への記載で、払出額と使用枚数は一致しているが、受入額が未記入なことから残枚数との照合ができなかった。また、受領印の記載欄で一部押印のないものが見受けられた。

郵便切手等は換金可能で現金と同様の管理が求められることから、「郵便切手・はがき受払簿」への記載をより一層適正に行うとともに、定期的に「郵便切手・はがき受払簿」の記載内容と残枚数をチェックし、適正な管理に努められたい。

（措置結果）

別府市文書管理規程に基づき、「郵便切手・はがき受払簿（様式第17号）」を使用し、受入額をはじめ全ての項目への記入及び受領印の押印をもれなく行うよう改善した。

今後は、定期的に残枚数のチェック等も行い、適正な管理に努める。